

24建企第637号  
平成25年 3月28日

(社)長崎県建設業協会  
(社)長崎県中小建設業協会  
(社)長崎県造園建設業協会  
(社)長崎県ぼ装協会  
(社)長崎県工務店連合会  
(社)長崎県管工事協会  
(社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(社)長崎県斜面安定技術協会  
長崎県電気工事業工業組合  
長崎電気設備共同組合  
長崎県建設工業共同組合  
長崎県管工事業協同組合連合会

様

長崎県土木部建設企画課  
建設企画課長印

### 平成25年度総合評価落札方式の見直しについて（通知）

このことについて、平成25年度総合評価落札方式の総合評価方法および評価項目を下記のとおりとしましたので、送付いたします。

#### 記

- 1 変更内容 評価値の端数処理を行わないこととする。  
評価項目「安全管理の状況」を削除する。
- 2 適用時期 平成25年4月1日以降に公告を行うものから適用する。
- 3 添付資料
  - ① 平成25年度総合評価落札方式見直し概要
  - ② 落札者決定基準（簡易型、特別簡易型）
  - ③ 土木一式工事（標準）配点 変更前後一覧表（簡易型、特別簡易型）
- 4 問い合わせ先 土木部建設企画課 総合評価班 TEL095-894-3029

## 平成25年度総合評価落札方式見直し概要

### 1. 総合評価の方法の改定

【落札者決定基準】における評価値算出式の改定

○評価値の端数処理を行わないこととする。

変更理由：「価格と品質で総合的に優れた調達」を行う品確法の趣旨に基づく契約を行うため、評価値の最高値の者と契約するため。

#### 総合評価の方法

変更前	変更後
<p>評価値の算出方式</p> <p>評価値＝「(標準点+加算点)」／入札価格」 ×100,000,000</p> <p>なお、入札価格の単位は円とする。 また、評価値は小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。</p>	<p>評価値の算出式</p> <p>評価値＝「(標準点+加算点)」／入札価格」 ×100,000,000</p> <p>なお、入札価格の単位は円とする。 また、評価値は端数処理を行わないものとする。 ただし、原則として、表示は小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。</p> <p>（入札結果一覧表の評価値は、システム上、小数第3位までの表示なので、小数第4位以降で落札候補決定する場合は、結果欄に優劣が判定できる桁数の評価値を記入すること。）</p>

### 2. 評価項目の削除

【企業の施工能力】における評価項目の削除

○「安全管理の状況」の項目を削除する。

変更理由：評価基準に該当し減点される参加者は、既にペナルティーとして指名停止措置を講じており、その期間を超えての二重のペナルティーは行わないこととする。

#### 「企業の施工能力」

変更前	変更後			
評価項目・評価内容	評価基準	配点※	評価項目・評価内容	評価基準
○安全管理の状況  【評価内容】 過去1年間に長崎県が発注した工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故、または公衆災害で、長崎県の指名停止措置となったもの。	なし	0	削除	
	あり	-1		

※配点は簡易型の配点

## 参考例

変更前	名称	入札金額	標準点	加算点	評価値	結果
	A建設	¥1,500,000,000	100	16.45	7.763	同評価値のため、 くじびき
	B建設	¥1,500,150,000	100	16.45	7.763	

- ・小数第3位までの評価値が等しいため、入札金額の高いB建設が落札候補決定者となる場合がある。

変更後	名称	入札金額	標準点	加算点	評価値	結果
	A建設	¥1,500,000,000	100	16.45	7.7633333	落札候補決定者
	B建設	¥1,500,150,000	100	16.45	7.7625571	

- ・評価値の端数処理を行わないと、入札金額の低いA建設が落札候補決定者となる。

## 入札結果一覧表（例）

別紙様式1  
(甲)様式

工事番号	24△◆第〇〇号		
工事名	一般国道〇〇〇号道路改良工事		
工事期間	年	月	日限り
工事場所	長崎市〇〇町	200	日間

入札結果一覧表

落札板決定時公示用

商号又は名称 一般競争入札で 競争参加資格の ない者の有無	所在地 (別添通知書) 有	入札方式		一般競争入札 (電子入札)		低入札調査基準 価格 (税抜き)	低入札調査判断 其等価格 (税抜き)	低入札調査基準 価格 (税抜き)	低入札調査判断 其等価格 (税抜き)	低入札調査基準 価格 (税抜き)	低入札調査判断 其等価格 (税抜き)
		入札実績	入札予定	価 格	格						
(株) ○○建設	長崎市○○	○○	○○	¥1,500,000,000		100	16.45	7.763	7.7633	7.7633	
(株) △△建設	長崎市△△	△△	△△	¥1,500,150,000		100	16.45	7.763	7.7625	7.7625	
(株) ××建設	長崎市××	××	××	¥1,500,500,000		100	15.13	7.673			予定価格超過
(株) ■■建設	長崎市■■	■■	■■	¥1,665,000,000							
(株) △◇建設	長崎市△◇	△◇	△◇	¥1,500,800,000		100	15.28	7.681			
(株) ◎◎建設	長崎市◎◎	◎◎	◎◎	¥1,490,000,000							失格

(発注番号〇〇〇〇) KOR254

入札執行機関	○○振興局
入札執行日	平成24年〇月△日 13時30分
落札板決定日	平成24年〇月△日
予定価格	¥1,660,000,000
最低価格	¥1,494,000,000

業者数 6

## 様式4-1 評価調査書（例）

様式4-1号

総合評価基準方式(簡易型)に関する「入札に参加しようとする者の技術力等の評価結果」を記載する欄

発注者		工事名		工事所		予定価格(税抜き)		基準評価額(税抜き)/ 予定期価(税抜き×10 <sup>4</sup> )		入札方式			
長崎県立 長崎県立		OO地区防潮施設工事		長崎市00000		1,863,000,000		1,843,000,000		0.024		一般競争入札	

  

評価基準		施工計画				配管・全般管				企業の施工能力					
評価項目		施工計画		施工上記工事の実績評定		施工上記工事の施工実績評定		施工上記工事の施工実績評定		施工上記工事の施工実績評定		施工上記工事の施工実績評定			
点数		施工計画		施工上記工事の実績評定		施工上記工事の施工実績評定		施工上記工事の施工実績評定		施工上記工事の施工実績評定		施工上記工事の施工実績評定			
五点		4		1.5		2.3		0.7		1.5		1.5		20	

  

評価基準外の評価結果		施工計画				配管・全般管				企業の施工能力					
入札参加予定者		施工計画		配管・全般管		施工計画		配管・全般管		施工計画		施工計画			
○○建設		4		1.5		2.3		0.7		1.5		1.3		0.6	
△△建設		4		1.5		2.3		0.7		1.5		1.3		0.6	
××建設		3		0.75		2.3		0		1.5		1.3		0.6	
■■建設		3		0.75		2.3		0		1.5		1.3		0.6	
◇◇建設		3		0		2.3		0		1.5		1.3		0.6	
◎◎建設		2		0		2.3		0		1.5		1.3		0.6	

  

総合評価結果		入札金額(税抜き)(A)				加算点(税抜き) (C=100点)				標準点(税抜き) (C=100点)				評価	
○○建設		1 1,500,000,000				16.65 1				16.65 1				7,6533 基準決定者 基山吉	
△△建設		2 1,500,500,000				16.65 1				16.65 2				7,7656	
××建設		3 1,500,500,000				-15.13 4				-15.13 3				7,6278 予定期価合計 矢野	
■■建設		4 1,665,000,000				15.28 3				15.28 4				7,65124 矢野	
◇◇建設		5 1,500,000,000													
◎◎建設		6 1,490,000,000													

※参考例のため、表中の加算点は実際の配点と異なります。

※算定値=(C/A) × 100,000,000  
※入札名の評価並列選択式なし。

## 別紙

### 「総合評価落札方式（簡易型）落札者決定基準」

#### 1. 落札者決定の方法

落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（平成21年3月27日 20建企第872号）11及び11の2の規定に基づき決定する。

#### 2. 落札候補決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(2)の要件に該当する者 のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補決定者とする。

なお、落札候補決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札候補決定者を決定するものとする。

ただし、落札候補決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補決定者とすることがある。

(1) 入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。

(2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

#### 3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

##### (1) 評価値の算出式

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

##### (2) 標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は20点とする。

##### (3) 加算点の算出式

加算点は、「(4)評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出式により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

##### (4) 評価の基準

別表のとおり。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・簡易型】

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準	
簡易な施工計画 ※1				
工程管理に係る技術的所見		4	A : 得点率が 75 %超	
材料の品質管理に係る技術的所見		3	B : 得点率が 50 %超から 75 %以下	
施工上の課題に対する技術的所見		2	C : 得点率が 25 %超から 50 %以下	
施工上配慮すべき事項		1	D : 得点率が 0 %超から 25 %以下	
		0	E : 得点率が 0 %または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	
※得点率(%) = (入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高点) × 100 (小数第1位止 (小数第2位切捨))				
※得点は、提案内容により 1 点（良）、0 点（普通）、-（不採用）とする。				
配置予定技術者の能力 ※2 ※配置予定技術者を 2 名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。				
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1.2	1.5 A : 同種工事	
	○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1 級または 2 級施工管理技士等）として従事したものとする。	0.6	0.75 B : 類似工事	
		0	0 C : なし	
配置予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度の直前 5 ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一の工事種別の工事成績評定の最高点とする。 ○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保謙）課が発注したものとする。	1.8	2.3 A : 80 点以上	
		1.35	1.73 B : 75 点以上 80 点未満	
		0.9	1.15 C : 70 点以上 75 点未満	
		0.45	0.58 D : 65 点以上 70 点未満	
		0	0 E : 65 点未満、または工事成績評定なし	
表彰（優秀現場技術者）	○公告日の属する年度の直前 10 ヶ年度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰（下記表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。	0.6	0.7 A : 知事表彰または部長表彰	
		0.3	0.35 B : 横間長表彰	
		0	0 C : なし	
配置予定技術者の資格A	○資格の種類 (1) 法による 1 級土木施工管理技士 (2) 法による 1 級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑥部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	1.2	1.5 A : 1 級土木施工管理技士もしくは 1 級建設機械施工技士取得後 5 年以上 または技術士取得後 3 ヶ月以上	
		0.9	1.13 B : 1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工技士取得後 3 年以上 5 年未満	
		0.6	0.75 C : 1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工技士取得後 3 ヶ月以上 3 年未満	
		0	0 D : その他	
配置予定技術者の資格B ※オプション項目（OP）	○公告において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1 級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工事士	1.2	A : あり	
		0	B : なし	
企業の施工能力 ※2				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1.8	1.8 A : 同種工事	
		0.9	0.9 B : 類似工事	
		0	0 C : なし	
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の 9 月 30 日から翌年の 2 年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県県境部自然環境（保謙）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.8	0.8 A : 80 点以上	
		0.6	0.6 B : 75 点以上 80 点未満	
		0.4	0.4 C : 70 点以上 75 点未満	
		0.2	0.2 D : 65 点以上 70 点未満	
		0	0 E : 65 点未満、または工事成績評定なし	
施工実績件数 (注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は 3 段階評価とする)	○評価項目「工事成績の評定」の対象となる工事件数とする	0.8	0.8 A : 10 件以上 または、2 件以上（土木一式工事・舗装工事以外）	
		0.6	0.6 B : 8 件以上 10 件未満 (土木一式工事・舗装工事以外の場合削除)	
		0.4	0.4 C : 6 件以上 8 件未満 または、1 件（土木一式工事・舗装工事以外）	
		0.2	0.2 D : 4 件以上 6 件未満 (土木一式工事・舗装工事以外の場合削除)	
		0	0 E : 4 件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）	
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前 10 ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下記表彰を受けているものとする。 ○下記表彰は、横間長表彰として評価する。	0.3	0.3 A : 知事表彰または部長表彰	
		0.15	0.15 B : 横間長表彰	
		0	0 C : なし	

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
年間受注高の状況 (注: 公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比率=年間受注高 ÷ 年度平均完成工事高 (小数第3位切り捨て)</li> </ul> </li> <li>○ 年間受注高           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。(隨意契約工事は除く。)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額(当初請負契約額)の合計額とする。</li> </ul> </li> <li>○ 年度平均完成工事高               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。</li> <li>・ 工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヵ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヵ年度平均完成工事高とする。</li> <li>・ 2億円未満については、2億円として比率算出する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	1 1 0.75 0.75 0.5 0.5 0.25 0.25 0 0 -0.5 -0.5 -1 -1	<p>A : 比率 0. 25 未満</p> <p>B : 比率 0. 25 以上 0. 5 未満</p> <p>C : 比率 0. 5 以上 0. 75 未満</p> <p>D : 比率 0. 75 以上 1. 0 未満</p> <p>E : 比率 1. 0 以上 1. 25 未満</p> <p>F : 比率 1. 25 以上 1. 5 未満</p> <p>G : 比率 1. 5 以上</p>
総合的専門能力啓発システム(CPDS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。</li> </ul>	0.5 0.5 0 0	<p>A : 100ユニット以上</p> <p>B : 100ユニット未満</p>
基幹技能者の配置 (※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者(以下: 基幹技能者)のいずれも対象とする。</li> <li>○ 当該工事で元請または下請にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。</li> </ul> <p>(運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</p>	0.2 0.2 0 0	<p>A : 配置する</p> <p>B : 配置しない</p>
地域精度	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	※発注形態が単体の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施工管内における「主たる営業所」または、「管内営業所」の所在とする。</li> </ul> <p>※発注形態が共同企業体の場合  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。</li> </ul> <p>注) 「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「県内営業者の営業所の取扱いについて」(平成22年11月30日22監第147号、22建企第471号)に基づく承認の通知を受けている営業所</li> <li>・ 長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱(平成17年9月15日制定)第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所</li> </ul> <p>注) 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。)</p> </p>	<p>A : ・ (単体の場合) 管内に主たる営業所あり</p> <p>・ (共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり</p> <p>B : ・ (単体の場合) 管内に管内営業所あり (管内に「管内営業所」が無い場合は削除)</p> <p>・ (共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり</p> <p>C : なし</p>
	管内の施工実績 (※管内移動があった市町における施工実績の取り扱いは、管内移動年度に拘ねらず、移管後の管内の施工実績とする。)	1.3 1.3 0.65 0.65 0 0	<p>A : 5件の施工実績あり</p> <p>B : 3件以上~5件未満の施工実績あり</p> <p>C : 3件未満の施工実績</p>
地域貢献度	社会貢献活動の実績A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動(災害支援協定に基づく活動を含む)とする。</li> <li>○ 対象となる社会貢献活動           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。</li> <li>・ 登録制度がある国、市、町に関する活動。</li> <li>イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灾害支援協定に基づく支援活動</li> <li>・ 灾害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練</li> <li>・ 灾害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の整点検</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 活動回数               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。</li> <li>・ 回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>0.5 0.5</p> <p>A : 活動実績あり</p> <p>0 0</p> <p>B : 活動実績なし</p>

評価項目		評価内容		配点例 OP有 OP無		評価基準	
社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別により、別シートの「社会貢献活動の選定表」により選定すること。		○公告日において、当該企業に所属する従業員が管内に所在する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。 ○管内において、当該企業に所属する従業員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。 ○公告日において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守猪」として認定された従業員が所属していることを評価する。 ○公告日の属する前年度に「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。		0.2	0.2	A：いずれか該当あり	
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。		○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員　・普通作業員 ・運転手（特殊）・運転手（一般）		1	1	A：誓約する	
従業員数		○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従事員数とする。		0.2	0.2	A：30人以上	
				0.1	0.1	B：10人以上30人未満	
				0	0	C：10人未満	

※1 「簡易な施工計画」については、4評価項目のうち1評価項目を必ず選定し、選定した評価項目にそれぞれ配点すること。

※2 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は20点とすること。

別表 評価の基準（標準例）【港湾・漁港の海上工事・簡易型】

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準	
<b>簡易な施工計画 ※1</b>				
工程管理に係わる技術的所見		4	4 A : 得点率が 75 %超	
材料の品質管理に係わる技術的所見		3	3 B : 得点率が 50 %超から 75 %以下	
施工上の課題に対する技術的所見		2	2 C : 得点率が 25 %超から 50 %以下	
施工上配慮すべき事項		1	1 D : 得点率が 0 %超から 25 %以下	
		0	0 E : 得点率が 0 %または全ての入札参加予定者の得点合計が 3 点以下	
※得点率(%) = (入札参加予定者の得点合計/全ての入札参加予定者の得点合計のうちの最高点) × 100 (小数第1位止 (小数第2位切捨))				
※得点は、提案内容により 1 点（良）、0 点（普通）、-（不採用）とする。				
<b>配置予定技術者の能力 ※2</b>				
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1.2	1.5 A : 同種工事	
	○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1 級または 2 級施工管理技士等）として従事したものとする。	0.6	0.75 B : 類似工事	
		0	0 C : なし	
配置予定技術者の工事成績評定	○公告日の属する年度の直前 5 ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一工事種別の工事成績評定の最高点とする。	1.8	2.3 A : 80 点以上	
	○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注したものとする。	1.35	1.73 B : 75 点以上 80 点未満	
		0.9	1.15 C : 70 点以上 75 点未満	
		0.45	0.58 D : 65 点以上 70 点未満	
		0	0 E : 65 点未満、または工事成績評定なし	
表彰（優秀現場技術者）	○公告日の属する年度の直前 10 ヶ年度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。	0.6	0.7 A : 知事表彰または部長表彰	
		0.3	0.35 B : 機関長表彰	
		0	0 C : なし	
配置予定技術者の資格 A	○資格の種類 (1) 法による 1 級土木施工管理技士 (2) 法による 1 級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	1.2	1.5 A : 1 級土木施工管理技士もしくは 1 級建設機械施工技士取得後 5 年以上 または技術士取得後 3 ヶ月以上	
		0.9	1.13 B : 1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工技士取得後 3 年以上 5 年未満	
		0.6	0.75 C : 1 級土木施工管理技士または 1 級建設機械施工技士取得後 3 ヶ月以上 3 年未満	
		0	0 D : その他	
配置予定技術者の資格 B ※オプション項目（OP）	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1 級舗装施工管理技士 例② 地すべり防止工事士	1.2	A : あり	
		0	B : なし	
<b>企業の施工能力 ※2</b>				
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前 15 ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、元請として施工したもので、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○施工場所は長崎県内の港湾区域内または漁港区域内とする	1.8	1.8 A : 同種工事	
		0.9	0.9 B : 類似工事	
		0	0 C : なし	
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の 9 月 30 日から遡った 2 年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.8	0.8 A : 80 点以上	
		0.6	0.6 B : 75 点以上 80 点未満	
		0.4	0.4 C : 70 点以上 75 点未満	
		0.2	0.2 D : 65 点以上 70 点未満	
		0	0 E : 65 点未満、または工事成績評定なし	
施工実績件数 (注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は 3 段階評価とする)	○評価項目「工事成績の評定」の対象となった工事件数とする	0.8	0.8 A : 10 件以上 または、2 件以上（土木一式工事・舗装工事以外）	
		0.6	0.6 B : 8 件以上 10 件未満 (土木一式工事・舗装工事以外の場合削除)	
		0.4	0.4 C : 6 件以上 8 件未満 または、1 件（土木一式工事・舗装工事以外）	
		0.2	0.2 D : 4 件以上 6 件未満 (土木一式工事・舗装工事以外の場合削除)	
		0	0 E : 4 件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）	
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前 10 ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.3	0.3 A : 知事表彰または部長表彰	
		0.15	0.15 B : 機関長表彰	
		0	0 C : なし	

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
年間受注高の状況 (注: 公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)	<p>○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率=年間受注高÷年度平均完成工事高(小数第3位切り捨て)</p> <p>○ 年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。(随意契約工事は除く。) ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額(当初請負契約額)の合計額とする。</p> <p>○ 年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・2億円未満については、2億円として比率算出する。</p>	1 0.75 0.5 0.25 0 -0.5 -1	A: 比率 0.25未満 B: 比率 0.25以上0.5未満 C: 比率 0.5以上0.75未満 D: 比率 0.75以上1.0未満 E: 比率 1.0以上1.25未満 F: 比率 1.25以上1.5未満 G: 比率 1.5以上
組織的専門能力啓発システム(CPDS)	○ 長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。	0.5 0	A: 100ユニット以上 B: 100ユニット未満
基幹技能者の配置 ※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。	<p>○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者(以下: 基幹技能者)のいずれも対象とする。</p> <p>○ 当該工事で元請または下記にかかるわらす、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。</p> <p>(運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</p>	0.2 0	A: 配置する B: 配置しない
主作業船の自社保有状況	<p>【主作業船】</p> <p>○ 主作業船の自社保有状況とする。(リース保有、出資会社保有は含まない。)</p> <p>○ 当該工事での使用は義務づけない。</p> <p>(自社保有及び主作業船の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日 20建企第474号)による。)</p> <p>【海上起重作業管理技士】</p> <p>○ 資格取得後、当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある海上起重作業管理技士とする。</p>	1.6 1.2 0.8 0.4 0	A: 主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上 B: 主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士1名 C: 主作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上、または主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士無し D: 主作業船1隻で海上起重作業管理技士無し E: なし
曳舟の自社保有状況	<p>【曳船】</p> <p>○ 第D300OPS以上の曳船(押船を含む)の自社保有状況とする。(リース保有、出資会社保有は含まない。)</p> <p>○ 当該工事での使用は義務づけない。</p> <p>(自社保有の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日 20建企第474号)による。)</p> <p>【船員】</p> <p>○ 船員保険適用の船員として当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある者。</p>	0.7 0.53 0.35 0.18 0	A: 曳船2隻以上で船員2名以上 B: 曳船2隻以上で船員1名 C: 曳船1隻で船員1名以上、または曳船2隻以上で船員無し D: 曳船1隻で船員無 E: なし
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点  地域精通度	<p>※発注形態が単体の場合</p> <p>○ 施工管内における「主たる営業所」または、「管内営業所」の所在とする。</p> <p>※発注形態が共同企業体の場合</p> <p>○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。</p> <p>注) 「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。</p> <p>・「県内業者の営業所の取扱いについて」(平成22年11月30日22監第147号、22建企第471号)に基づく承認の通知を受けている営業所 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」(平成17年9月15日制定)第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所</p> <p>注) 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。)</p>	0.5 0.25 0	<p>A: (単体の場合) 管内に主たる営業所あり</p> <p>・(共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり</p> <p>B: (単体の場合) 管内に管内営業所あり(管内に「管内営業所」が無い場合は削除)</p> <p>・(共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり</p> <p>C: なし</p>

評価項目		評価内容		配点例 OP有 OP無		評価基準	
	管内の施工実績 ※管内移動があった市町における施工実績の取り扱いは、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	○管内において、公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県（公社等は除く）発注の元請として施工したもので、最終請負金額2,500万円以上のものとする。		0.3 0.15 0	0.3 0.15 0	A : 5件の施工実績あり B : 3件以上～5件未満の施工実績あり C : 3件未満の施工実績	
地域貢献度	社会貢献活動の実績A	○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○対象となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アグロト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検 ○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。		0.2	0.2 0	A : 活動実績あり B : 活動実績なし	
	社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別によって、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。	○公告日において、当該企業の従業員が管内に所在する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。		0.1 0	0.1 0	A : いずれか該当あり B : なし	
従業員数	労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・高級船員 ・普通船員		1 0	1 0	A : 誓約する B : 誓約しない	
		○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、長崎県建設工事入札制度合理化対策要領に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従事職員数とする。		0.2 0.1 0	0.2 0.1 0	A : 30人以上 B : 10人以上30人未満 C : 10人未満	

※1 「簡易な施工計画」については、4評価項目のうち1評価項目を必ず選定し、選定した評価項目にそれぞれ配点すること。

※2 「配達予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は20点とすること。

## 別紙

### 「総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」

#### 1. 落札者決定の方法

落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領（平成21年3月27日 20建企第872号）12及び13の規定に基づき決定する。

#### 2. 落札候補決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の(1)～(2)の要件に該当する者 のうち、「2. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補決定者とする。

なお、落札候補決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札候補決定者を決定するものとする。

ただし、落札候補決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補決定者とすることがある。

(1) 入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。

(2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

#### 3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

##### (1) 評価値の算出式

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

##### (2) 標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は10点とする。

##### (3) 加算点の算出式

加算点は、「(4)評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出式により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

##### (4) 評価の基準

別表のとおり。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・特別簡易型】

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
配置予定技術者の能力 ※2		※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。	
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	<p>○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。</p> <p>○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとする。</p>	0.6 0.3 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
配置予定技術者の工事成績評定	<p>○公告日の属する年度の直前5ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一工事種別の工事成績評定の最高点とする。</p> <p>○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注したものとする。</p>	0.9 0.68 0.45 0.23 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし
表彰（優秀現場技術者）	<p>○公告日の属する年度の直前10ヶ年度で以下に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。</li> <li>・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。</li> </ul>	0.3 0.15 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし
配置予定技術者の資格A	<p>○資格の種類</p> <p>(1) 法による1級土木施工管理技士</p> <p>(2) 法による1級建設機械施工技士</p> <p>(3) 技術士法による技術士の下記①～⑥部門のいずれか</p> <p>① 建設部門</p> <p>② 農業部門（選択科目「農業土木」）</p> <p>③ 森林部門（選択科目「森林土木」）</p> <p>④ 水産部門（選択科目「水産土木」）</p> <p>⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか）</p> <p>○上記(1)～(3)のいずれかの取得後の年数とする。</p>	0.6 0.45 0.3 0	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上または技術士取得後3ヶ月以上 B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満 C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満 D：その他
配置予定技術者の資格B ※オプション項目（OP）	○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技術者 例② 地すべり防止工事士	0.6 0	A：あり B：なし
企業の施工能力 ※2			
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	1 0.5 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
工事成績の評定	<p>○公告日の属する年度の前年度の9月30日から翌年の2月間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。</p> <p>○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。</p>	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし
施工実績件数 (注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は3段階評価とする)	○評価項目「工事成績の評定」の対象となった工事件数とする	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A：10件以上 または 2件以上（土木一式工事・舗装工事以外） B：8件以上 10件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除） C：6件以上 8件未満 または 1件（土木一式工事・舗装工事以外） D：4件以上 6件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合は削除） E：4件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）
優秀工事表彰	<p>○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。</p> <p>○下請表彰は、機関長表彰として評価する。</p>	0.2 0.1 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
年間受注高の状況 (注: 公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)	<p>○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率=年間受注高÷年度平均完成工事高(小数第3位切り捨てる) ○ 年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。(随意契約工事は除く。) ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額(当初請負契約額)の合計額とする。</p> <p>○ 年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、及び・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヵ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヵ年度平均完成工事高とする。 ・2億円未満については、2億円として比率算出する。</p>	0.6 0.45 0.3 0.15 0 -0.3 -0.6	A: 比率 0.25未満 B: 比率 0.25以上0.5未満 C: 比率 0.5以上0.75未満 D: 比率 0.75以上1.0未満 E: 比率 1.0以上1.25未満 F: 比率 1.25以上1.5未満 G: 比率 1.5以上
継続的専門能力啓発システム(CPDS)	○ 長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から遡った1年間のCPDSへ登録した学習単位とする。	0.3 0	A: 100ユニット以上 B: 100ユニット未満
基幹技能者の配置 ※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。	<p>○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者(以下: 基幹技能者)のいずれも対象とする。 ○ 当該工事で元請または下記にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。</p> <p>(運用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</p>	0.1 0	A: 配置する B: 配置しない
地域積適度	※発注形態が単体の場合 ○ 当該工事施工場所の旧市町村(平成14年度時点の79市町村)内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。 ○ 入札参加資格者名簿の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村(平成14年度時点の79市町村)へ変更となった場合、変更後の所在地が入札参加資格者名簿に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。	1.4 1.4	A: (単体の場合) 旧79市町村内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり
	※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における「代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。)	0.7 0.7	B: (単体の場合) 管内に所在する主たる営業所あり (共同企業体の場合) 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	注) 以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」(平成22年11月30日22監第147号、22建企第471号)に基づく承認の通知を受けている営業所 ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」(平成17年9月15日制定)第5条2項1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所	0 0	C: なし
管内の施工実績 ※管内移動があった市町における施工実績の取り扱いは、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	○ 管内において、公告日の属する年度の直前1ヵ年度に完成した長崎県(公社等は除く)発注の元請けとして施工したもので、最終請負金額2,500万円以上のものとする。	1.3 0.65 0	A: 5件の施工実績あり B: 3件以上~5件未満の施工実績あり C: 3件未満の施工実績
社会貢献活動の実績A	<p>○ 公告日の直前5ヵ年度において、管内における社会貢献活動(災害支援協定に基づく活動を含む)とする。</p> <p>○ 対魚となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の検点検 ○ 活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。</p>	0.5 0 0	A: 活動実績あり B: 活動実績なし

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別により、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。	<p>○公告日において、当該企業の従業員が管内に所在する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。</p> <p>○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。</p> <p>○管内において、当該企業に所属する従業員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。</p> <p>○公告日において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守様」として認定された従業員が所属していることを評価する。</p> <p>○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。</p>	0.2 0.2	A：いずれか該当あり B：なし
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	<p>○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。</p> <p>○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普道作業員 ・運転手（特殊）・運転手（一般）</p>	0.5 0.5 0 0	A：誓約する B：誓約しない
従業員数	<p>○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従業員数とする。</p>	0.1 0.05 0	A：30人以上 B：10人以上30人未満 C：10人未満

※2 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は10点とすること。

別表 評価の基準（標準例）【港湾・漁港の海上工事・特別簡易型】

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
配置予定技術者の能力 ※2	※配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、各評価項目の評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。		
配置予定技術者の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	<input type="checkbox"/> ○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 <input type="checkbox"/> ○元請けの主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとする。	0.6 0.3 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
配置予定技術者の工事成績評定	<input type="checkbox"/> ○公告日の属する年度の直前5ヶ年度に完成した公共工事で、配置予定技術者が元請の監理（主任）技術者として従事した当該工事と同一工事種別の工事成績評定の最高点とする。 <input type="checkbox"/> ○対象工事は長崎県土木部、水産部、農林部及び環境部自然環境（保護）課が発注したものとする。	0.9 0.68 0.45 0.23 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし
表彰（優秀現場技術者）	<input type="checkbox"/> ○公告日の属する年度の直前10ヶ年度で以下に該当するものとする。 ・長崎県の優秀工事現場技術者表彰受賞者。 ・長崎県の優秀工事表彰（下請表彰を除く）受賞工事の主任（監理）技術者。	0.3 0.15 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし
配置予定技術者の資格A	<input type="checkbox"/> ○資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑥部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） <input type="checkbox"/> ○上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	0.6 0.45 0.3 0	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上 または技術士取得後3ヶ月以上 B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上 5年未満 C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上 3年未満 D：その他
配置予定技術者の資格B ※オプション項目（OP）	<input type="checkbox"/> ○公告日において、下記に示す資格を持つ配置予定技術者とする。 例① 1級舗装施工管理技士 例② 地すべり防止工事士	0.6 0	A：あり B：なし
企業の施工能力 ※2			
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	<input type="checkbox"/> ○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、元請として施工したもので、同種工事・類似工事該当する施工実績。 <input type="checkbox"/> ○施工場所は長崎県内の港湾区域内または漁港区域内とする	1 0.5 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
工事成績の評定	<input type="checkbox"/> ○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 <input type="checkbox"/> ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし
施工実績件数 (注：土木一式工事及び舗装工事以外の場合は3段階評価とする)	<input type="checkbox"/> ○評価項目「工事成績の評定」の対象となった工件事数とする	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A：10件以上 または、2件以上（土木一式工事・舗装工事以外） B：8件以上 10件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合削除） C：6件以上 8件未満 または、1件（土木一式工事・舗装工事以外） D：4件以上 6件未満 （土木一式工事・舗装工事以外の場合削除） E：4件未満 または、実績なし（土木一式工事・舗装工事以外）
優秀工事表彰	<input type="checkbox"/> ○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 <input type="checkbox"/> ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.2 0.1 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし

評価項目	評価内容	配点例 OP有 OP無	評価基準
年間受注高の状況 <small>(注: 公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。)</small>	<p>○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。            ・ 比率=年間受注高÷年度平均完成工事高 (小数第3位切り捨て)            ○ 年間受注高            ・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。(随意契約工事は除く。)            ○ 年度平均完成工事高            ・ 長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。            ・ 工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヵ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。            ・ 2億円未満については、2億円として比率算出する。</p>	0.6 0.45 0.3 0.15 0 -0.3 -0.6	A: 比率 0.25未満 B: 比率 0.25以上0.5未満 C: 比率 0.5以上0.75未満 D: 比率 0.75以上1.0未満 E: 比率 1.0以上1.25未満 F: 比率 1.25以上1.5未満 G: 比率 1.5以上
総合的専門能力啓発システム(CPDS)	<p>○ 長崎県内に主たる営業所が所在するもので、公告日の属する年度の前年度の10月31日から直前5ヵ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。</p>	0.3 0	A: 100ユニット以上 B: 100ユニット未満
基幹技能者の配置 <small>※公告する工事の工事内容により、該当する基幹技能者を別シートの「基幹技能者一覧表」より選定すること。</small>	<p>○ 登録基幹技能者または民間資格の基幹技能者(以下: 基幹技能者)のいずれも対象とする。            ○ 当該工事で元請または下請にかかわらず、基幹技能者のいずれかを1名以上配置することを評価する。  <small>(適用については、平成21年4月24日 21建企第79号「基幹技能者を配置する場合の工事実施段階での取り扱いについて」参照)</small></p>	0.1 0	A: 配置する B: 配置しない
主作業船の自社保有状況	<p><b>【主作業船】</b>            ○ 主作業船の自社保有状況とする。(リース保有、出資金会社保有は含まない。)            ○ 当該工事での使用は義務づけない。  <small>(自社保有及び主作業船の定義は、「長崎県発注の沿岸・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日 20建企第474号)による。)</small>  <b>【海上起重作業管理技士】</b>            ○ 資格取得後、当該入札参加予定者と直接のかつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある海上起重作業管理技士とする。</p>	1.2 0.9 0.6 0.3 0	A: 主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上 B: 主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士1名 C: 主作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上、または主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士無し D: 主作業船1隻で海上起重作業管理技士無し E: なし
曳舟の自社保有状況	<p><b>【曳船】</b>            ○ 第D300PS以上の曳船(押船を含む)の自社保有状況とする。(リース保有、出資金会社保有は含まない。)            ○ 当該工事での使用は義務づけない。  <small>(自社保有の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」(平成20年10月15日 20建企第474号)による。)</small>  <b>【船員】</b>            ○ 船員保険適用の船員として当該入札参加予定者と直接のかつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上)にある者。</p>	0.5 0.38 0.25 0.13 0	A: 曳船2隻以上で船員2名以上 B: 曳船2隻以上で船員1名 C: 曳船1隻で船員1名以上、または曳船2隻以上で船員無し D: 曳船1隻で船員無し E: なし
工事の権限かつ円滑な実施体制としての拠点	<p>※発注形態が単体の場合            ○ 施工管内における「主たる営業所」または、「管内営業所」の所在とする。</p> <p>※発注形態が共同企業体の場合            ○ 施工管内における「代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。</p> <p>注)「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。            ・「県内業者の営業所の取扱いについて」            (平成22年11月30日22監第147号、22建企第471号)に基づく承認の通知を受けている営業所            ・「長崎県内の建設業者の合併等に係る特例要綱」(平成17年9月15日制定)第5条2項            1号に該当し、「合併等による特例措置認定通知書」の通知を受けている営業所</p> <p>注)「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。(入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。)</p>	0.7 0.35	<p>A: (単体の場合)            管内に主たる営業所あり            (共同企業体の場合)            「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり</p> <p>B: (単体の場合)            管内に管内営業所あり(管内に「管内営業所」が無い場合は削除)            (共同企業体の場合)            「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり</p> <p>C: なし</p>
地域精通度			

評価項目		評価内容		配点例 OP有 OP無		評価基準	
	管内の施工実績 ※管内移動があった市町における施工実績の取り扱いは、管内移動年度に拘わらず、移管後の管内の施工実績とする。	○管内において、公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県（公社等は除く）発注の元請として施工したもので、最終総負金額2,500万円以上のものとする。		0.6 0.3 0	0.6 0.3 0	A：5件の施工実績あり B：3件以上～5件未満の施工実績あり C：3件未満の施工実績	
地域貢献度	社会貢献活動の実績A	○公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○対象となる社会貢献活動 ア) 公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ) 災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を規定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の終点検 ○活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア)、イ)に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。		0.3	0.3	A：活動実績あり	
	社会貢献活動の実績B ※公告する工事の工事種別によって、別シートの「社会貢献活動の適用表」により選定すること。	○公告目において、当該企業の従業員が管内に所属する消防分団の消防団員として1名以上所属している企業を評価する。 ○管内において、公告日の属する前年度の土木の日、または住宅フェアのイベントの運営に協力した企業を評価する。 ○管内において、当該企業に所属する従業員が、公告日の属する前年度に「山地防災ヘルパー」としての活動実績が1回以上ある企業を評価する。 ○公告目において、当該企業に「道守」「特定道守」「道守補」として認定された従業員が所属していることを評価する。 ○公告日の属する前年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等に協力した企業を評価する。	0.1	0.1	A：いずれか該当あり		
従業員数	労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・高級船員 ・普通船員		0.5 0	0.5 0	A：誓約する B：誓約しない	
		○長崎県内に主たる営業所が所在するもので、長崎県建設工事入札制度合理化対策要領に基づき、公告日の属する年度の長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で長崎県が確認した建設業従業員数とする。		0.1 0.05 0	0.1 0.05 0	A：30人以上 B：10人以上30人未満 C：10人未満	

※2 「配置予定技術者の能力」・「企業の施工能力」については、評価項目を追加することができる。

追加した場合は、配点を修正すること。なお、その際、合計は10点とすること。

## 【簡易型】

## 土木一式工事（標準）配点 変更前後一覧表

変更箇所

工事種別	施工計画	配置予定技術者	評価項目及び配点												企業の施工能力						加算点合計								
			企業の実績関係												作業船関係														
			企業の施工実績 件数	技術者の施工実績 件数	技術者の工事成績 格	表彰（優秀現場技術者） 件数	資	資	年間受注高の状況	C	D	P	S	基幹技能者の配置	主作業船保有状況	曳船保有状況	小計	工事実施体制拠点	社会貢献活動A	社会貢献活動B	地域の施工実績	社会貢献活動A	社会貢献活動B	従業員数	労務賃金の支払い	小計	安全管理の状況		
変更前	簡易な施工計画	技術者の施工実績 件数	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.8	0.8	0.3	1	0.5	0.2	5.4	—	—	—	—	1.4	1.3	0.5	0.2	3.4	1	0.2	10	20
変更後	変更後	技術者の施工実績 件数	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.8	0.8	0.3	1	0.5	0.2	5.4	—	—	—	—	1.4	1.3	0.5	0.2	3.4	1	0.2	10	20
変更前	陸上工事	技術者の施工実績 件数	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.8	0.8	0.3	1	0.5	0.2	5.4	—	—	—	—	1.4	1.3	0.5	0.2	3.4	1	0.2	10	20
変更後	変更後	技術者の施工実績 件数	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.8	0.8	0.3	1	0.5	0.2	5.4	—	—	—	—	1.4	1.3	0.5	0.2	3.4	1	0.2	10	20
変更前	海上工事	技術者の施工実績 件数	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.8	0.8	0.3	1	0.5	0.2	5.4	1.6	0.7	2.3	0.5	0.3	0.2	0.1	1.1	1	0.2	10	20	
変更後	変更前	技術者の施工実績 件数	4	4	1.5	2.3	0.7	1.5	6	1.8	0.8	0.3	1	0.5	0.2	5.4	1.6	0.7	2.3	0.5	0.3	0.2	0.1	1.1	1	0.2	10	20	

〔特別簡易型〕

## 土木一式工事（標準）配点変更前後一覧表

• 变更箇所